

京丹後市

生物多様性を育む農業推進計画（3期）



（平成 27～令和 2 年度 農と水と環境を守る子ども絵画コンクール 受賞作品）

令和 3 年 3 月

目次

1	はじめに	1
1)	計画の趣旨	1
2)	生物多様性を育む農業の定義	2
3)	計画の期間	2
2	生物多様性を育む農業の現状と課題	3
1)	現状	3
(1)	農産物生産の現状	3
(2)	流通販売の現状	6
(3)	消費者意識の現状	8
2)	課題	9
(1)	生産面からの課題	9
(2)	流通・消費面からの課題	9
3	生物多様性を育む農業の目指す姿	11
1)	目指す姿	11
2)	目標数値	11
4	具体的施策	12
1)	栽培技術の確立と生産拡大	12
(1)	栽培技術の確立と普及促進	12
(2)	生産拡大に向けた環境整備	12
2)	生産者と消費者の相互理解と販売促進	13
(1)	生物多様性を育む農業の情報受発信の強化	13
(2)	販売促進	14
(3)	食育と地産地消の推進	15

1 はじめに

1) 計画の趣旨

農業は、人の生命の源である食料を生産する最も基本的な営みです。その営みは、自然界の仕組みを利用・工夫しながら発展し、長い年月をかけて、豊かな農村文化や田畑・里山環境を育んできました。

20世紀以降、化学合成肥料・農薬の普及は、農作物の大量生産を可能にした反面、土が持つ自然循環機能を低下させ、過剰施肥による水質汚染問題など、農業を取り巻く自然環境や生態系に大きな影響を及ぼしてきました。

しかし、近年では、自然環境の保護や生物多様性^{※1}の重要性、また、地球規模で取り組みを進めるSDGs^{※2}の動きが活性化しているとともに、一方では、安心・安全な食を求める消費者の動向から、できるだけ化学合成肥料・農薬の使用量を削減することが求められてきています。

国においては、農業の持続的な発展には、環境と調和のとれた農業生産の確保の重要性に鑑み、平成18年度の「有機農業の推進に関する法律」制定以降、有機農業の基本理念を定めるとともに、環境負荷を低減する先進的な営農活動への支援が実施されております。

また、環境保全型農業直接支払交付金事業^{※3}においては、令和2年度からの第2期対策が開始されており、同対策では有機農業の取り組みに対する交付金制度が拡充され、先進的な営農に取り組む農業者を支援する国の姿勢が強化されています。

生物多様性を育む農業に関する法制度の歩み

年度	制度名称等
平成18年度	「有機農業の推進に関する法律」 ^{※4} の制定
平成19年度	「農地・水・環境保全向上対策」 ^{※5} の開始
平成21年度	「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」 ^{※6} の策定
平成23年度	「農地・水・環境保全向上対策」が「環境保全型農業直接支払支援対策」として独立
平成26年度	「日本型直接支払制度」 ^{※7} の創設
平成26年度	「有機農業の推進に関する基本的な方針」 ^{※8} の制定
平成27年度	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」 ^{※9} の制定
平成27年度	「環境保全型農業直接支払交付金事業（第1期対策）」の開始
令和2年度	「有機農業の推進に関する基本的な方針」の改正
令和2年度	「環境保全型農業直接支払交付金事業（第2期対策）」の開始

また、京都府では、平成22年3月に「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」を策定し、有機農業を含めた環境への負荷を低減する「人と環境にやさしい農業」の推進を図っています。

このような背景を踏まえ、京丹後市では平成22年度に「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」を策定し、平成28年度に同計画の見直しを実施しています。

生物多様性を育む農業に関する京丹後市の取組み

年度等	制度名称等
平成23年6月	「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（1期）」策定
平成29年3月	「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（2期）」策定（見直し）

また、京丹後市は隣接する兵庫県豊岡市と丹後・但馬地域の一体的な発展を目指すため、従来から様々な分野での交流や連携を行っていますが、兵庫県豊岡市から国の特別天然記念物であるコウノトリが本市へ多く飛来することから、平成23年度には、両市の情報交換及び連携強化を目的とする「コウノトリもすめるさとづくり共同宣言」が採択されました。

さらに、平成24年度においては市内で初めてコウノトリのヒナが孵化した事例もあることから、冬期湛水^{※10}をはじめとする環境保全型農業の推進と地域経済の発展、環境・自然教育を視野に入れ、今後も豊岡市とも連携しながら取り組みを進めます。

今回、これまでの取り組みを検証した上で、「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（3期）」を策定し、引き続き、豊かな自然・農村環境を後世にわたり維持・継続できるよう、「生物多様性を育む農業」を推進し、広く生産者及び消費者に周知を図り、持続可能な農業の発展を目指します。

2）生物多様性を育む農業の定義

生物多様性を育む農業とは、「農業の持つ物質循環機能を活かし、環境への負荷をできる限り低減して、多様な生物を育み、消費者の求めるより安全・安心な農産物を生産する農業」と定義します。

3）計画の期間

本計画は、令和3年度から5年間とし、社会情勢等の変化により見直しの必要が生じた場合には、この計画期間にとらわれず、必要に応じて見直しを行います。

2 生物多様性を育む農業の現状と課題

1) 現状

(1) 農産物生産の現状

化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業について統計資料等から京丹後市内の現状を調査した結果、農家戸数の減少は著しく、農家の高齢化や担い手の確保が課題である一方で、有機ＪＡＳ^{※11}やＧＡＰ^{※12}の取得者は２期計画の策定時より増加しています。

●京丹後市内の農家戸数（令和２年３月/農業振興課調べ）

年度	農家戸数	有機ＪＡＳ、特別栽培、エコファーマー、ＧＡＰのいずれかに該当する農家戸数
平成２２年度	３，６９２戸 [※]	２７６戸（７％）
平成２７年度	３，１２４戸 [※]	３０３戸（９％）
令和元年度	約２，５００戸 [※]	２７１戸（１１％）

※ 出典：(2010、2015、2020) 農林業センサス

京丹後市内の農家戸数は平成２２年度から減少傾向にありますが、有機ＪＡＳ、特別栽培^{※13}、エコファーマー^{※14}、ＧＡＰのいずれかに該当する農家戸数の割合は増加傾向です。

その他にも、認定を受けていない取り組み農業者が存在すると思われますが、全体的な取り組みとしてはまだまだ少ない状況です。

●京丹後市内の認定農業者^{※15}数（令和２年３月/農業振興課調べ）

年度	認定農業者数	有機ＪＡＳ、特別栽培、エコファーマー、ＧＡＰのいずれかに該当する認定農業者数
平成２２年度	１５４人（うち法人２０組織）	７３人（４７％）
平成２７年度	１７１人（うち法人３４組織）	６５人（３７％）
令和元年度	１７１人（うち法人３８組織）	６９人（４０％）

京丹後市の認定農家数は平成２２年度から増加していますが、平成２７年度から令和元年度にかけては全体の人数に変更はなく、一定の水準を維持しています。

地域の中心的農家である認定農業者における有機ＪＡＳ、特別栽培、エコファーマー、ＧＡＰのいずれかに該当する割合は一般農家に比べて高く、生物多様性を育む農業に対する関心の高さがうかがえます。

●市内における取組状況

【有機ＪＡＳ認定者】（令和２年３月／農業振興課調べ）

	平成２２年度	平成２７年度	令和元年度	増減 (平成２７年/令和元年)
京丹後市	４人（３人）	４人（４人）	８人（５人）	４人（１人）
峰山町	０人（０人）	０人（０人）	０人（０人）	０人（０人）
大宮町	０人（０人）	０人（０人）	１人（０人）	１人（０人）
網野町	１人（０人）	１人（１人）	２人（２人）	１人（１人）
丹後町	１人（１人）	０人（０人）	０人（０人）	０人（０人）
弥栄町	２人（２人）	２人（２人）	４人（２人）	２人（０人）
久美浜町	０人（０人）	１人（１人）	１人（１人）	０人（０人）

（ ）内は認定農業者における該当者数

平成２７年度から令和元年度にかけては認証取得者数が４人（認定農業者では１人）増加しています。

【特別栽培（米）取組面積】（令和２年３月／農業振興課調べ）

年度	面積	市内水田面積に占める割合	京都府の取り組み割合
平成２２年度	３３１ｈａ	１１％（京都府の約３倍）	—
平成２７年度	４７５ｈａ	１８％（京都府の約３倍）	６．９％
令和元年度	４８３ｈａ	１９％（京都府の約３倍）	７．８％

京丹後市は、水稻栽培に適した気候風土に恵まれ、高品質・良食味米づくりへの農家意識が高いことから特別栽培（米）の取り組み面積は年々増加しています。

【特別栽培（米）取組人数】（令和２年３月／農業振興課調べ）

	平成２２年度	平成２７年度	令和元年度	増減 (平成２７年/令和元年)
京丹後市	２２１人（５１人）	２５６人（４９人）	２３８人（５４人）	△１８人（５人）
峰山町	１１人（２人）	１９人（５人）	２３人（５人）	４人（０人）
大宮町	１４人（５人）	３８人（５人）	３７人（６人）	△１人（１人）
網野町	１１人（５人）	１１人（３人）	１２人（４人）	１人（１人）
丹後町	３３人（１１人）	３３人（１０人）	２８人（９人）	△５人（△１人）
弥栄町	３０人（１１人）	３１人（１１人）	２９人（１１人）	△２人（０人）
久美浜町	１２２人（１７人）	１２４人（１５人）	１０９人（１９人）	△１５人（４人）

（ ）内は認定農業者における該当者数

農家戸数の減少に伴い、特別栽培（米）取組人数も減少していますが、峰山町と網野町では増加しています。

【認証GAP認定者】（令和2年3月/農業振興課調べ）

	平成23年度	平成27年度	令和元年度	増減 (平成27年/令和元年)
京丹後市	1件（1件）	4件（1件）	5件（4件）	1件（3件）
峰山町	1件（1件）	2件（1件）	1件（1件）	△1件（0件）
大宮町	0件（0件）	0件（0件）	0件（0件）	0件（0件）
網野町	0件（0件）	0件（0件）	0件（0件）	0件（0件）
丹後町	0件（0件）	0件（0件）	0件（0件）	0件（0件）
弥栄町	0件（0件）	1件（0件）	1件（1件）	0件（1件）
久美浜町	0件（0件）	1件（0件）	3件（2件）	2件（2件）

（ ）内は認定農業者における該当者数

令和元年度においては認証GAPの取得者は5件となっており、認証取得者数は年々増加しているものの、平成23年度から平成27年度にかけての伸び率と比較すると平成27年度以降は低調に推移しています。

【環境保全型農業直接支払交付金事業の取組面積】（令和2年3月/農業振興課調べ）

	平成23年度	平成27年度※	令和元年度	増減 (平成27年/令和元年)
京丹後市	49ha	118ha	146ha	28ha
峰山町	19ha	21ha	23ha	2ha
大宮町	14ha	43ha	45ha	2ha
網野町	0ha	7ha	6ha	△1ha
丹後町	1ha	0ha	8ha	8ha
弥栄町	5ha	13ha	9ha	△4ha
久美浜町	9ha	34ha	55ha	21ha

※ 平成23年度、令和元年度は圃場の実面積ですが、平成27年度においては同一圃場で2つの取組実施が認められていたため、延べ面積の集計結果となっています。

平成23年度以降、市内の合計取組面積は増加傾向にあり、化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業に対する京丹後市内の農業者の関心の高さがうかがえます。

【環境保全型農業直接支払交付金事業の取組団体数】（令和２年３月／農業振興課調べ）

	平成２７年度※	令和元年度	増減 (平成２７年/令和元年)
京丹後市	１７団体	２１団体	４団体
峰山町	３団体	３団体	０団体
大宮町	５団体	６団体	１団体
網野町	２団体	２団体	０団体
丹後町	０団体	１団体	１団体
弥栄町	２団体	１団体	△１団体
久美浜町	５団体	８団体	３団体

※ 平成２６年度までは個人での申請が可能でしたが、平成２７年度より取り組みには２戸以上の農業者グループであることが要件となっています。（法人等は除く）

弥栄町では取組団体数が減少していますが、市内の合計では、取組面積と同じく取組団体数は増加傾向です。

化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業に対する状況・意識について農業者に意識調査※を実施した結果、化学合成肥料・農薬の使用を抑制した農業を実践している認定農業者の現状は以下のとおりです。

※意識調査（令和２年１１月２７日～１２月１１日）

認定農業者、環境保全型農業直接支払交付金事業取組者及びエコファーマー未更新者 計 ２４７ 名に意識調査を実施した。

回答数：１４３ 名（回答率 ５７．９％）（認定農業者 ９２ 名、認定農業者以外 ５１ 名）

●化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業への取り組み（認定農業者）

設 問	平成２２年度	平成２８年度	令和２年度	増減 (平成２８年度/令和２年度)
化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業に取り組んでいる	７３％ (５８人)	６８％ (６３人)	７３％ (５７人)	５％ (△６人)
化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業は取り組んだことはない。	２７％ (２１人)	３２％ (３０人)	１９％ (１５人)	△１３％ (△１５人)
化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業は取り組んでいたが現在はしていない。			８％ (６人)	

() 内は調査回答人数

(令和２年１２月／農業振興課調べ)

化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業の取り組み状況は、平成２２年度以降横ばいの状況にあります。また、「化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業は取り組んでいたが現在はしていない。」の理由としては、手間に比べ販売価格が見合わない、生産規模・経営形態を変更した、収穫量は不安定であるという意見が多くありました。

●化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農産物の販売について（認定農業者）

設 問	平成22年度	平成28年度	令和2年度	増減 (平成28年度/令和2年度)
すでに化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農産物を生産・出荷している	45% (26人)	92% (58人)	98% (56人)	6% (△2人)
販売はしていないが、化学合成肥料・農薬の使用を抑えた栽培を行っている	55% (32人)	8% (5人)	2% (1人)	△6% △4人)

() 内は調査回答人数

(令和2年12月/農業振興課調べ)

化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農産物は、平成22年度以降で出荷の割合が増加しており、令和2年の調査においてはほぼ全量が出荷されています。

(2) 流通販売の現状

有機JAS農産物は、主に独自開拓した特定の販売ルートで出荷・販売されています。また、特別栽培農産物等は、JA出荷のほか、農業者個人又はグループによる小売・卸売業者等への出荷、縁故米やインターネットを中心とした個人向け販売、農業法人の自社流通部門への出荷・販売など、多様な流通形態が混在しています。

出荷先は、インターネットの普及などから、関西地域を中心に全国展開する形で拡がりを見せていますが、令和2年に流行した新型コロナウイルスの影響から外出を自粛せざるを得ない状況が一層のインターネットを利用した購買行動に拍車をかけています。

平成28年には山陰近畿自動車道の京丹後大宮インターチェンジが開通したことで物流の便が大きく向上しており、さらに令和2年度においては地域に密着した物流拠点の整備や、配送コストの改善を目指す地域商社事業※16が開始されています。

また、近年ではふるさと納税返礼品に地域の特産物の需要が高まり、新たな販路としての価値が高まるとともに、特別栽培農産物等のブランド化が進むことで農業者にとって大きな販売戦略のチャンスとなると期待されます。

(前項の農業者意識調査より)

●化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業の取組作物の販売先（認定農業者）

設 問	割合	うち、市内	うち、市外
スーパー	8%	5件	3件
直売所	15%	9件	5件
レストラン等	10%	5件	7件
個人宅配	23%	13件	12件
自然食品店	2%	0件	2件
デパート・百貨店	2%		
農協	17%		
通販・ECサイト※17	4%		
ふるさと納税返礼品	4%		
その他	16%		

(令和2年12月/農業振興課調べ)

化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業の取組作物の販売先として最も多かったのは個人宅配であり、次いで農協、直売所となりました。

令和２年度の意識調査においては設問の上位５つまで出荷先が市内か市外かについても調査を実施しており、レストラン等については市外への出荷が市内を上回っていることから多様な販売先があることがうかがえます。また、割合は少ないものの、通販・ＥＣサイトやふるさと納税返礼品への出荷されている状況もあり、２期計画策定時よりも販売先の選択肢が増えていることがうかがえます。

（３）消費者意識の現状

化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農産物に対する消費者の意識調査について、日本生協連が３年ごとに組合員を対象に実施する調査※によると、米、野菜、果物ごとに消費者が求める要件が異なっている現状が浮き彫りとなりました。

※2018 年度全国生協組合員意識調査（第 9 回）

組合員数上位 30 位までの生協が対象 計 6,000 人に意識調査を実施した。

回答数：3,653 票（約 61％）

●購入先選択理由の上位 5 項目（複数回答）

品目	理由	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度
米	配達が便利	25.5%	25.0%	25.0%	26.8%
	近い	22.8%	23.0%	22.8%	24.8%
	価格が安い	24.4%	22.9%	25.7%	23.7%
	産地が明確	23.7%	23.4%	21.6%	8.8%
	安全性が高い	22.3%	20.3%	16.6%	15.7%
野菜	新鮮	33.6%	33.0%	32.5%	31.9%
	近い	31.5%	30.5%	30.1%	33.6%
	価格が安い	24.8%	26.6%	26.0%	27.0%
	買いやすい	ランク外	ランク外	13.8%	14.4%
	産地が明確	18.4%	16.4%	13.7%	13.0%
	安全性が高い	17.7%	14.6%	ランク外	12.3%
果物	新鮮	23.9%	23.7%	24.8%	23.5%
	近い	33.5%	31.6%	32.1%	34.4%
	価格が安い	24.1%	26.1%	24.8%	25.9%
	買いやすい	17.7%	16.9%	16.5%	17.4%
	品揃えが良い	17.8%	16.9%	16.1%	16.5%

出典：2009～2018 年度全国生協組合員意識調査報告書

平成 30 年度の結果から「近い」、「価格が安い」が全品目に共通して上位に上がりました。また、米については「配達が便利」、野菜と果物については「新鮮」が引き続き上位に上がる結果となりました。

ただし、「安全性が高い」、「産地が明確」の項目については、若い年代ほど価格志向が強く優先順位が下がる一方で、年代が上がるほど重要視されており年齢層による差異が見られる結果となりました。

また、「安全性が高い」という理由については、そもそも市場に供給される農作物全体の安全性が底上げされており、どの商品を購入しても一定の信頼がおけるという安心感があるため調査結果における優先順位は年々低下しているのではないかと考えられます。

しかし一方で、生物多様性を育む農業により生産される農作物が、より安全・安心な農作物であることを特に若い世代にアピールすることで、流通・消費の側面から、本計画の趣旨を広めるため、一層の情報発信が必要です。

2) 課題

(1) 生産面からの課題

食料の増産を第一に発展した化学合成肥料・農薬を使用した慣行農業に比べ、有機農業をはじめとした生物多様性を育む農業は、栽培技術研究の立ち遅れから、安定生産、品質保持に課題を抱えています。

また、農業者が個々に試行錯誤を繰り返し、取り組み方法が多様化しているため、農業者同士の交流・連携が弱く、優良技術が普及拡大しにくい傾向にあります。特に大規模、かつ均一栽培を行うためには公的機関による栽培技術の研究開発と普及推進が求められています。

また、生物多様性を育む農業と慣行農業では、栽培方法、農作業形態が異なるため、農地が隣接する場合は、農業者同士が交流を持ち、相互理解の上で農業生産活動を行うことが必要です。

(前項の農業者意識調査より)

●化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業の課題（認定農業者）

設 問	平成22年度	平成28年度	令和2年度
労力がかかる	23%	22%	21%
技術習得までの間の収量減・品質低下が心配	17%	12%	11%
資材コストがかかる	10%	13%	15%
技術が確立されていない	11%	9%	9%
生産コストに見合った販売価格が維持できない	33%	29%	22%
販売先の確保	—	13%	14%
その他	6%	2%	8%

(令和2年12月/農業振興課調べ)

令和2年度の意識調査における化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農業の課題についての認定農業者の回答は、割合は改善しているものの、平成22年度、平成28年度と同様に「生産コストに見合った販売価格が維持できない」が最も多く、次いで、「労力がかかる」となりました。

(2) 流通・消費面からの課題

様々な流通形態で出荷・販売されていますが、農業者個々の栽培面積が小さいため出荷量が少なく、出荷においては一定のロットを求められることもあるため、消費者がスーパー等で身近に購入するこ

とは難しい状況にあります。

特別栽培農産物等は、化学合成肥料・農薬を慣行栽培よりも低減した農産物ですが、削減量がわかりやすく表示されていないため、どの程度削減したものなのか消費者にはわからず、慣行農業による農産物との明確な区分が認識されていません。生産者が情報を伝える仕組みと消費者がその情報を受け取る仕組みが必要とされています。

生物多様性を育む農業は、労力と特殊な資材を要するため生産コストが高くなり、慣行農業の農産物に比べて一般的に高い価格となる一方で、販売価格が生産コストに見合っていない現状もあります。生物多様性を育む農業が、自然環境の保全等に大きく貢献すること及び生産過程の労力の状況等について、積極的な情報発信や農作業体験等により、消費者の理解を得る取り組みやブランド化等の差別化を図り現実的な販売価格を保つことが必要です。

（前項の農業者意識調査より）

●新たな販売先として期待する販売先（認定農業者）

設 問	割合	うち、市内	うち、市外
スーパー	9%	1件	1件
直売所	12%	1件	3件
レストラン等	10%	2件	4件
個人宅配	18%	6件	5件
自然食品店	5%	0件	1件
デパート・百貨店	9%		
農協	10%		
通販・ECサイト	7%		
ふるさと納税返礼品	9%		
その他	12%		

（令和2年12月/農業振興課調べ）

化学合成肥料・農薬の使用を抑えた農産物の新たな販売先として期待する販売先においても、現状からポイントがさがるものの、最も多かったのは個人宅配となりました。

その他として、自然食品店、デパート・百貨店、通販・ECサイト、ふるさと納税返礼品の項目が現状より増加しており、期待度が高まっていることがうかがえます。

3 生物多様性を育む農業の目指す姿

1) 目指す姿

京丹後市では、化学合成肥料や農薬を低減した、より安全・安心な農産物を生産する農業を推進しています。

この農業を実践するにあたり、個々の農業者が使用する化学合成肥料や農薬の特性を十分に理解し、自然環境や生物多様性に配慮した取り組みの重要性を認識することが必要です。

さらに、消費者へはこれらの農産物の購入意欲増進に向けた情報発信を行うとともに、従来から取り組んでいる学校給食における特別栽培農産物の活用、地域商社を核とした市内流通の活性化を通じ、生産から消費までの流通並びに消費の間の情報伝達の促進を図ります。

そして、多種多様な生き物が共生する、豊かな田園・里山環境の整備を図り、京丹後市の貴重な自然環境が、将来にわたり維持・継続し、京丹後市民と京丹後出身者が、ふるさと京丹後に誇りを持てる地域づくり、多様な生物が息づく実り豊かなふるさと“京丹後”の形成を目指します。

2) 目標数値

京丹後市では、平成28年度における「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」(2期)の更新にあたり5年後の目標数値を設定しました。

有機JAS認定者については、2期計画策定時より4人増加しましたが目標には届きませんでした。

特別栽培米の取組者については「環境保全型農業直接支払交付金」の取り組みの活用により一定の水準を保っていますが、近年は減少傾向にあり目標には届きませんでした。

また、同事業の新たな要件とされたGAPについては、近年では大手の流通業者等が農業者に対し取り扱いの条件とする事例もあり、認証取得件数が5件まで増加していますが、目標には届きませんでした。

これらのことを踏まえ、今後5年間で、次の目標数値を目標とし達成を目指します。

●目標数値

項 目	1 期計画		2 期計画		3 期計画	
	平成23年	平成27年目標	平成27年	令和2年目標	現 状	目 標
有機JAS認定者	4人	10人	4人	10人	8人	15人
有機JAS圃場面積			33ha	39ha	33ha	39ha
特別栽培(米)の取組者	221人	325人	256人	325人	238人	325人
特別栽培米面積			475ha	550ha	483ha	600ha
認証GAP件数	1件	3件	4件	6件	5件	10件
環境保全型農業直接支払交付金事業 団体数					21団体	25団体
環境保全型農業直接支払交付金事業 面積					146ha	200ha

4 具体的施策

生物多様性を育む農業の目指す姿と目標に向けて、効果の見込まれる事業は、関係機関と協力連携して重点的に進めます。

1) 栽培技術の確立と生産拡大

(1) 栽培技術の確立と普及促進

生物多様性を育む農業に関心を持つ農業者が、容易に取り組めるよう、京都府の試験研究機関等と連携し、栽培技術の確立と普及促進を図ります。

また、農業者同士の交流の機会を設け、個々に実践する栽培技術の共有化を進め、技術力の向上と生産拡大により、生物多様性を育む農業で生産された農産物（以下「生物多様性を育む農産物」という。）を広く消費者に届けることで、取り組みの認知度アップにつなげます。

・有機栽培技術の現地講習会の開催

有機ＪＡＳの認定を受けている生産者等（以下、「有機ＪＡＳ生産者等」という。）の技術を、特別栽培に取り組む農業者やエコファーマーへ移転するために、有機ＪＡＳ生産者等を講師とした展示ほ場での現地講習会の開催や、農業者同士の交流を図ることで、栽培技術の普及・拡大を進めます。

・有機ＪＡＳ認定取得の推進

有機農業を志す農業者に対し、京丹後市有機農業推進協議会と連携し、有機ＪＡＳ認定取得に関する取り組みを推進します。

・エコファーマー認定の促進

新たに化学合成肥料・農薬を抑えた農業に取り組む農業者に対しては、有機ＪＡＳ認定に比べ取り組みやすい「エコファーマー」の取得に関する取り組みを推進します。

(2) 生産拡大に向けた環境整備

良質なたい肥の利用並びに環境保全型農業に使用可能な食品残渣、河川・道路の刈り草及び森や海がもたらす落ち葉やカニ殻等の未利用資源の活用等を促進するため、環境整備を進めます。

また、慣行農業より生産コストが高いため、国や府の補助事業を活用し、生物多様性を育む農業への積極的な取り組みを促進します。

・環境保全型農業直接支払交付金

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払の一つとして、化学合成肥料・農薬を原則５割以上低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への積極的な取り組みを支援します。

・新規就農支援の充実

新規就農希望者が、生物多様性を育む農業に取り組みやすくなるよう、京都府をはじめとした関係機関、実践農家と連携し、相談・支援体制の一層の充実を図ります。

- ・特別栽培米等の生産拡大

化学合成肥料・農薬を５割以上低減した特別栽培米等の需要に応じた米の生産拡大について、機械導入を推進します。

- ・未利用資源の活用

道路、河川、里山等の管理作業で発生する刈草や落ち葉類、カキ殻・カニ殻・海藻等、市内に豊富に存在する未利用資源の活用のため、農業者が利用しやすい仕組みづくりを推進します。

- ・GAPの導入・認証取得を推進

GAPは、全国的に取り組みが拡大し、信頼できる農業者、農場の判断基準になっています。信頼ある産地づくりには、農業者が自主的に生産工程の点検、管理等を行うことが重要です。京都府等の関係機関と協力し、農業者のGAPへの理解促進に努め、生物多様性を育む農産物の安全性の向上、環境への配慮と生産現場の安全強化につながるGAPへの取り組みを推進するとともに「JGAP」、「ASIA GAP」、「GLOBAL GAP」の認証取得について、農業者を支援します。

- ・機械導入の推進

生物多様性を育む農業は新たな農業技術と労力の削減が課題となっているため、無農薬・減農薬農法及び省力化等に有効な農業用機械・施設導入を推進します。

- ・コウノトリも住める環境づくり

コウノトリの巣塔建設、また、水田魚道の整備、水田ビオトープの整備等をはじめとする豊かな田園・里山の環境整備を図ることで、生物多様性の一つの象徴であるコウノトリが住める地域及び生活環境に適した農業生産基盤の整備を推進します。

２）生産者と消費者の相互理解と販売促進

（１）生物多様性を育む農業の情報受発信の強化

生物多様性を育む農業は、慣行農業に比べ生産コストがかかり、価格が高くなる傾向にあることから、生産コストに見合った販売価格を確保するためには、消費者の理解を得る必要があります。そのため、生産者と消費者、双方向への情報受発信強化により、生産者と消費者の交流を進め、お互いの理解を深めることで生物多様性を育む農業への理解と販売促進を図ります。

- ・市のホームページ等を活用した広報

京丹後市の稲作農家の取り組み事例をホームページで紹介し、消費者の意識向上・特別栽培農産物等への関心が増すようPR活動を推進します。

また、従来の広報に加え、オンライン・SNSでの発信を強化し、特別栽培農産物のパッケージや広報物にQRコードを付し、消費者への情報発信を強化するなど新たな取り組みについて工夫します。

・生産者・消費者の意識の向上

生産者及び消費者を対象とした学習会、講演会等により、生物多様性を育む農業への意識向上を図るとともに、生産現場の見学会、農業体験パック（ツーリズム）等を開催し、生産者と消費者の相互理解の促進を図ります。また、昨今ではオンライン・SNSでの発信が大きな影響を持つことから、必ずしも現地に集合する必要のない参加しやすいイベントの開催、並びに遠方からの参加を簡単にするリモート開催等の運用を推進します。

また、水生昆虫や魚類等の住处となる田んぼ（冬期湛水の実証エリアの設定を含む）において、生産者と消費者とが連携した生き物調査を行い、環境への負荷を減らす取り組みが生物多様性の維持・向上に重要な役割を担うことに気付き、自然環境の大切さを考えることにつながる取り組みを推進します。

・生物多様性を育む農産物の認知度向上

生物多様性を育む農産物を使った料理教室やレシピの提案、試食会の機会を増やすなど、食材を味わうことで、地元の農産物に愛着を持ってもらい、取り組みの認知度アップを図ります。

また、市内の朝市やイベント等に生物多様性を育む農産物コーナーを設置してもらい、生物多様性を育む農産物の内容をわかりやすく伝えることで、消費者の生物多様性を育む農産物に対する理解促進を図ります。

（２）販売促進

消費者が生物多様性を育む農産物を容易に購入できるよう、取扱店舗、イベント等の販売情報の発信を強化すると共に、実需者（流通業、食品加工業、外食産業等）の協力により、品目の充実と取扱店舗等の拡大を図ります。

その他、インターネットを活用した情報発信の活発化により、市内流通の拡充、市外・都市部の消費者に向けた新たな外部需要の開拓・販路の拡大を図ります。

・市内流通の拡充と市外販路の開拓

京都府では、エコファーマー等の農産物の販売コーナーを設置する店舗をサポートストアとして登録し、府のホームページ等で積極的にPRすることで、消費者が容易に環境にやさしい農産物を入手できる仕組みづくりを検討しています。

京丹後市においても、小売・販売業者の協力を募り、生物多様性を育む農産物を販売するモデル店舗の開設や販売コーナーの設置をサポートし、消費者が、生物多様性を育む農産物を購入しやすい環境整備に努めます。

また、生産者と実需者（流通業、食品加工業、外食産業等）とのマッチング会を開催し、取引数量の拡大を図ります。

さらには、化学合成肥料・農薬を抑えた農産物の新たな販路として期待されるふるさと納税返礼品を活用した出荷先の拡大、販売力の強化を推進します。

・地域商社と連携した流通の活性化

地域商社と連携し、新たな販路の拡大や新商品開発、流通の活用など、域内外における一層の販売促進を図ります。

（３）食育と地産地消の推進

生物多様性を育む農業の浸透と消費拡大を進めるためには、消費者が農業や食の大切さについて認識を深めることが重要です。地産地消による地域農業支援が、地域の自然環境保全・向上につながることの意識づくりを、生産者と消費者の協働並びに関係機関との協議をしながら推進します。

・農作業体験を推進

京丹後市では、保育所、幼稚園をはじめ、小中学校等の子供から大人までの幅広い年代を対象に農作業体験が盛んに行われています。これらの体験を京丹後市だけでなく都市部の人にも取り組んでもらうことで、農業者の苦労や自然環境の保全の大切さを知ってもらい、生物多様性を育む農業への理解を深めてもらいます。

・学校給食への地産地消の活動を支援

平成２２年度より、認定農業者等で組織する京丹後市農業経営者会議の中に給食小委員会が設置され、地元産の食材を学校給食に利用する取り組みを始めています。

具体的な学校給食における取り組みとしては、毎月、市内産の特別栽培米を使った「食育週間」を設けるとともに、月に一度の「たんご食の日」では地元農家の農産物を積極的に給食に使用しています。

また、年に一度１１月には、すべての食材を地元産でまかなう「まるごと京丹後食育の日」を京丹後市内の全小中学校で実施しています。

この取り組みを今後とも継続・支援し、安全安心で良質なブランド産品を学校給食に積極的に活用することで、京丹後市の将来を担う子ども達に、食の大切さや、生物多様性を育む農業の重要性を伝えます。

・給食への地元産食材提供

市内の公共機関、病院、老人福祉施設での給食、配食サービス等に、生物多様性を育む農産物の利用を促します。

・出前講座の実施

農業者、農業関係団体、行政が一体となって出前講座等を開催し、生物多様性を育む農業への理解を深め、地産地消を推進します。

《用語説明》

P 1 ※1 「生物多様性」

生き物の「個性」と「つながり」。地球上の生きものは、様々な環境に適応して進化し、3000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。多様性は、生態系の多様性（森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁など）、種の多様性（動植物から細菌などの微生物まで）、遺伝子の多様性（同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形や模様、生態などに多様な個性があります）の3つのレベルでとらえられ、生物多様性のたくさんの恵みによって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられています。現在、地球上の種の絶滅のスピードは加速化し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。特に、地球温暖化は、多くの種の絶滅や生態系の崩壊を助長する世界的な問題です。

（※環境省ホームページ参考）

P 1 ※2 「SDGs（エスディージーズ）」

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

複数側面から統合された17の目標と169のターゲットが設けられており、未来の豊かな地域社会や市民生活をいかに追求するかを考えに立ち、これからの地域政策に求められる重要な観点を示しています。

京丹後市では、平成31年3月に策定した「第2期京丹後市環境基本計画」においても自然環境の保護や地球温暖化防止の項目に照らし、持続可能性の高い地域づくりを目指します。

P 1 ※3 「環境保全型農業直接支払交付金事業」

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する農林水産省の事業です。

平成23年度に「農地・水・環境保全向上対策」から「環境保全型農業直接支払支援対策」が独立。その後、平成26年度に日本型直接支払制度の創設、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、「日本型直接支払制度」の一つとして環境保全型農業に対する支援を実施されています。

P 1 ※4 「有機農業の推進に関する法律」

平成18年12月、有機農業の推進に向けて、基本理念を定め、国や地方公共団体が果たすべき責務や施策の基本となる事項を定めることを目的として制定されました。この法律における「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業とされています。

P 1 ※5 「農地・水・環境保全向上対策」

全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る地域の「まとまり」が弱まる中、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみの先進的な営農活動を支援するものです。なお、平成26年度からは「多面的機能支払交付金」に引き継がれました。

P 1 ※6「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」

安心・安全な農産物に対する府民ニーズの高まりやエコファーマーの増加などを背景に、農業者だけではなく、広く府民の理解を得ながら、有機農業を含めた環境への負荷を低減する「人と環境にやさしい農業」を積極的に推進するため、平成22年3月に策定されました。

P 1 ※7「日本型直接支払制度」

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援する農林水産省の制度で、「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支援」の3つの対策の総称です。

(※京都府ホームページより)

P 1 ※8「有機農業の推進に関する基本的な方針」

この法律は、有機農業の推進を趣旨とし、「有機農業」が科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であると定義すると同時に、国及び地方公共団体における有機農業の推進に関する責務を明確にしたものです。

P 1 ※9「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」

この法律は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等の措置を講じるものです。

(※農林水産省ホームページより)

P 2 ※10「冬期湛水（とうきたんすい）」

稲刈り後の田んぼに水を張ること。化学合成肥料・農薬を低減することで、多様な生物が生息し、豊かな水辺の生態系が育まれる他、適正管理により一定の抑草効果が期待できます。漏水対策等、周辺の一般田への配慮が大切です。

P 3 ※11「有機JAS」

有機食品のJAS規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、その結果、認定された事業者のみが有機JASマークを貼ることができます。

この「有機JASマーク」がない農産物と農産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。



有機JASマークは、太陽と雲と植物をイメージしたマークです。農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられています。

(※農林水産省ホームページより)

P 3 ※12「GAP（ギャップ）」

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという、一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）のことです。農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質向上、労働安全の確保等に有効な手法です（「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」より）。チェック方法は、自己点検、第三者による点検（取引先等による認証）、第三者による点検（審査・認証団体等による認証）と様々です。京丹後市では、第三者、第三者認証への取り組みを推進します。



JGAPの認定マーク

JGAP認証を取得した農場であること、あるいはその農場から出荷された認証農産物であることを表すロゴマーク。持続可能性、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権・福祉、アニマルウェルフェアに配慮した農産物であることを表します。

（※一般財団法人日本GAP協会ホームページより）

P 3 ※13「特別栽培」

その地域の慣行的な農薬、化学肥料の使用量を50%以上減らした栽培方式。

P 3 ※14「エコファーマー」

エコファーマーとは、平成11年7月制定の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、「土づくり」「減化学肥料」「減農薬」等、持続性の高い農業生産方式を実践する5カ年の栽培計画を知事に提出し認定を受けた農業者の愛称です。



エコファーマーの認定マーク

「エコファーマー」の「エコ」は、エコロジー（生態学）に由来しますが、「エコマーク」「エコビジネス」など、環境にやさしいもの、配慮したものの象徴として広く親しまれている用語です。エコファーマーマークは、認知度の向上と一層の普及・拡大を図るため制定されました。

（※全国環境保全型農業推進会議ホームページより）

P 3 ※15「認定農業者」

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した農業経営を目指す農業者で、自らの農業経営を改善するため、5年先を目標とした農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた者です。認定農業者は、認定された計画達成に向けて様々な支援を受けることができます。

P 7 ※16「地域商社」

農産物を中心に地域資源を束ね、新たな販路を開拓し、域内、都市部への販売を拡大するとともに、新たな流通体制、加工品開発や観光等異分野との連携を進め、域内外の消費を増大させることを目指す商社。

P 8 ※17「ECサイト」

インターネット上で商品を販売するウェブサイト (electronic commerce site)。オンラインショップ。

《参考資料》

1 京丹後市生物多様性を育む農業推進計画検討（3期）委員会

（1）検討委員

梅本	修	農業者	【副委員長】
越江	雅夫	農業者	【委員長】
下田	菜穂子	消費者	
宮本	淳子	消費者	
岩城	健治	流通・販売者	
上田	祐貴	流通・販売者	
田中	功	有識者	（京丹後市有機農業推進協議会長）
寺田	裕信	有識者	（京都府丹後農業研究所）
長砂	俊彦	有識者	（JA京都営農部丹後広域営農センター長）
人見	寿人	有識者	（京都府丹後農業改良普及センター）
宮川	怜子	有識者	（京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課）

（グループ別五十音順敬称省略）

（2）開催状況

「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（3期）」検討委員会

第1回 令和2年11月19日（木）

第2回 令和2年12月23日（水）